

健康診査及び保健指導に関するコラボヘルス推進にかかる覚書

日本赤十字社（以下「事業所」）と日本赤十字社健康保険組合（以下「健保組合」）は、健保組合が実施する高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健診査、ヘルシーライフサポート（特定保健指導）及びその他保健事業として実施する事業と、事業所が実施する労働安全衛生法その他の規程に基づく健康診断、健康指導の共同推進を目的に、以下のとおり、覚書を取り交わすこととする。

1. 目的

被保険者の中長期的な生活習慣病予防のため、健診事後指導及び受診勧奨等、双方の健康管理事業の効率化及び充実化を図り、リスク保有者に対して適切なアプローチを実施することを目的とする。

2. 共同推進

上記目的を達成する為、事業所及び健保組合は共同で実施する事項を以下のとおりとし、別紙「健診事後指導及び受診勧奨の実施方法」のとおり各々の事業を推進する。

- (1) 健診結果及びリスク保有者データの共有による事後指導
- (2) 高リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨

3. 留意事項

事業所及び健保組合は、本件にかかる個人情報の利用目的を生活習慣病予防のための健診事後指導並びに受診勧奨等の健康管理（関係公的機関からの要請により情報提供を求められた場合を含む）に限定し、各々実施する健診結果等を互いに提供することとする。

また、その際の取扱いについては、個人情報保護法等の関連法や各々の規程に基づき十分に注意するとともに、被保険者への周知を徹底する。

なお、提供方法、提供時期等、本覚書に定めのない事項については、双方協議の上、別途確認書に定める。

4. 費用負担

事業所及び健保組合は、各々実施する事業にかかる費用を負担することとし、別途定める場合を除き、双方の間に費用の精算は発生しない。

5. その他

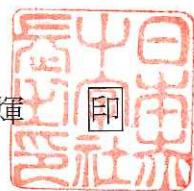
事業所及び健保組合は、本覚書を証とするため、2通作成し双方記名捺印の上、各1通を所持する。

本覚書は平成31年4月1日より有効とする。

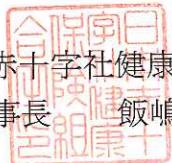
平成31年4月1日

日本赤十字社

社長 近衛 忠輝



日本赤十字社健康保険組合
理事長 飯嶋 喜史



別紙

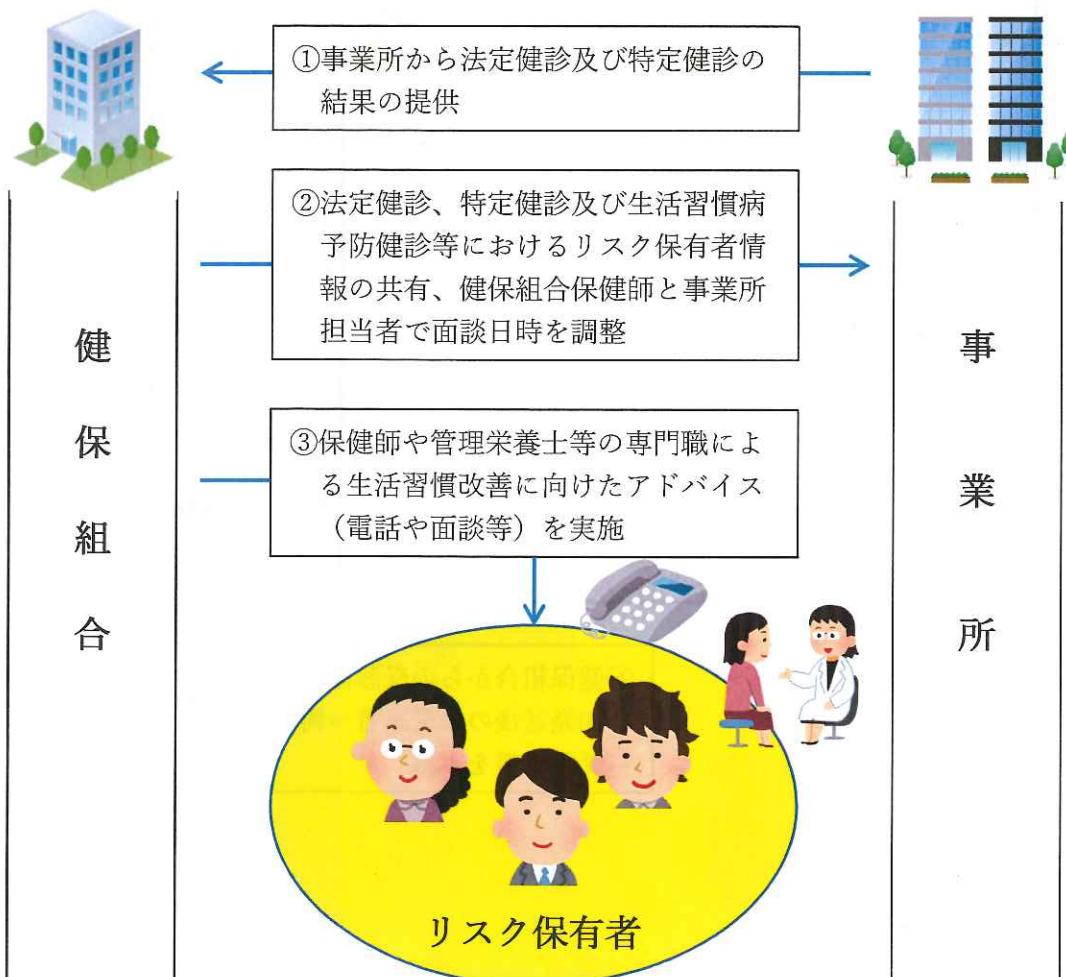
健診事後指導及び受診勧奨の実施方法

1. 健診結果事後指導及び受診勧奨の判定基準

健診項目		保健指導判定値	受診勧奨判定値
血 圧	収縮期 (mmHg)	130	140
	拡張期 (mmHg)	85	90
脂質	中性脂肪 (mg/dL)	150	300
	HDL-C (mg/dL)	39	34
	LDL-C (mg/dL)	120	140
血糖	空腹時血糖 mg/dL	100	126
	HbA1c (%)	5.6	6.5

注) 上記の数値は、ヘルシーライフサポート（特定保健指導）を実施するにあたり、厚生労働省が示している数値。実際に使用する検査項目、判定値については、別途設定する場合がある。

2. 健診結果及びリスク保有者に対する健診事後指導



3. 高リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨

